

# 第2次伊賀市総合計画（基本構想・再生計画）を策定しました

【問い合わせ】 総合政策課 ☎22・9620 FAX 22・9672

## 「総合計画」って なんだろう？



総合計画は、市のこれからのあるべき姿とそれを実現するための考え方や方向を示しており、総合的・計画的にまちづくりを進めるための基本的な方針となるものです。

### 【総合計画策定の経緯】

伊賀市合併後に策定した第1次伊賀市総合計画で、これまで、さまざまな施策の推進や事業の実施に取り組んできました。

しかし、合併後10年の間、予想を超える少子高齢化や人口減少、地域経済の低迷、厳しい財政状況など、社会経済情勢が急激に変化し、今後その傾向が続くことが予測されることから、こういった課題に対応していくため、住民自治が進む伊賀市の特性も踏まえた新しい総合計画を策定することとしました。

昨年度に伊賀市総合計画審議会や各住民自治協議会、地域振興委員会への諮問・答申、パブリックコメントや各地区での市民意見交換会、タウンミーティングなどで市民の皆さんのご意見をいただき、第2次伊賀市総合計画を策定しました。

### 【総合計画の構成】

第2次伊賀市総合計画は、「基本構想」と「再生計画」との2層構造としています。

抽象的な「基本構想」と具体的な施策で構成する「再生計画」とを関連付けることで、計画の具体化が可能となり、実効性の向上にも繋がるようにしています。

#### ○基本構想

めざす市のすがた（将来像）やまちづくりの基本理念、それらを実現するために必要なまちづくりの基本政策を示しています。

#### ○再生計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、基本政策に基づく根幹的な施策や事業を示しています。

「再生」という言葉は、これまでの取り組みを改善し、ムダを省きながら効率的・効果的な市政運営を行うとともに、市民の皆さんの期待に応えるべくスピード感を持って取り組むという覚悟を込めたものです。

### ◆総合計画の計画期間

基本構想は、2014(平成26)年度からおおむね10年先を見据えたものとしています。また、再生計画は、市長の任期を基本とし、第1次再生計画を3年間、第2次再生計画を4年間の計画期間としています。

2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)
基本構想（おおむね10年先）						
第1次再生計画（3年）			第2次再生計画（4年）			

## 第2次総合計画の 特徴と内容

### 市民の皆さんが 主体となるまちづくり

行政の政策や施策を全て並べて示すのではなく、市民の皆さんが主体となる取り組みについても計画に位置付け、市民の皆さんと共に「誇れる伊賀市」づくりを進めることとしています。

### わかりやすさに配慮

新市建設計画の将来像や基本理念を踏まえながら、これまでの市政を見直し、公平性・透明性のある市民主体の市政運営を基本に、市民目線での分かりやすさに配慮しています。

### ◆基本構想

#### 厳しい現状の認識

合併時に人口10万人を維持していく目標を前提にした前計画の方向性を見直し、人口減少の推計に沿った考え方で、市の現状と今後の傾向を見直しています。

具体的には、人口減少社会突入による労働力や地域活動の担い手の減少、「団塊の世代」が75歳以上となることにより、現役世代の労働力や税負担などの供給に比べて高齢者介護や医療などへの需要が急激に高まる「2025年問題」など、「地域社会の危機」を

迎えつつある状況や、地域経済の低迷、厳しい財政状況についての認識を示しています。

### 潜在力(ポテンシャル)の再確認

厳しい現状を踏まえながら未来を切り拓くには、市の持つ素晴らしい可能性を改めてしっかりと認識することが大切です。

本計画では「古くからの伝統に培われた個性的な文化」「市民の誇りである豊かな自然、それと共生する農林業」「地域をつくる市民の力」を、将来像実現のための潜在力(ポテンシャル)として示しています。

### 将来像

「勇気と覚悟が未来を創る」  
「ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市」

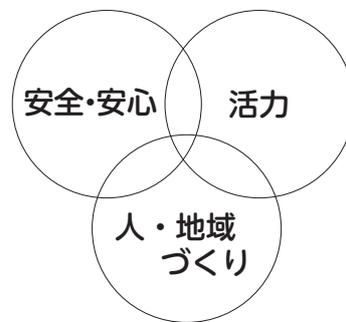
### 基本政策

まちづくりの基本政策として、市民意識調査結果(2013(平成25)年4月)でも特に希望が多い「安全・安心」と「活力」に軸足を置いて、未来に向けたまちづくりを展開します。

まちづくりの展開にあたっては、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などのあらゆる主体が社会的責任を果たし、自らがまちづくりの主役であることを認識するとともに、その担い手となる「人づくりや地域づくり」を進めていくこととしています。

### 3つの基本政策

- 安全・安心：市民の暮らしの「安全・安心」を確保します
- 活力：自立・持続できる「活力」を創出していきます
- 人・地域づくり：未来のまちづくりを担う「人・地域づくり」を進めます



▲3つの基本政策は、それぞれに関連づけられます。

### ◆再生計画

#### 重点プロジェクト

厳しい財政状況のもと、市長の任期中に特に力を入れて実施していくものとして、救急医療体制の確立や地域包括ケアシステムの構築の推進などの「医療・地域福祉連携プロジェクト」と着地型観光の推進や6次産業化・農商工連携の推進などの「観光・農林業連携プロジェクト」を取り上げています。

#### 分野別計画

基本構想で掲げた「まちづくりの基本政策」を分野別に整理し、市による効果的な進行管理の下で、再生計画を推進します。

### 計画の推進

総合計画に基づく施策などの進行管理により、効果的・効率的な市政運営を行うための簡素で効率の良いマネジメントサイクルなど、全ての分野にわたって関連する内容を示しています。

### ◆概要版を配布します

第2次伊賀市総合計画(概要版)の配布を予定しています。

### ◆再生計画の主な政策・施策

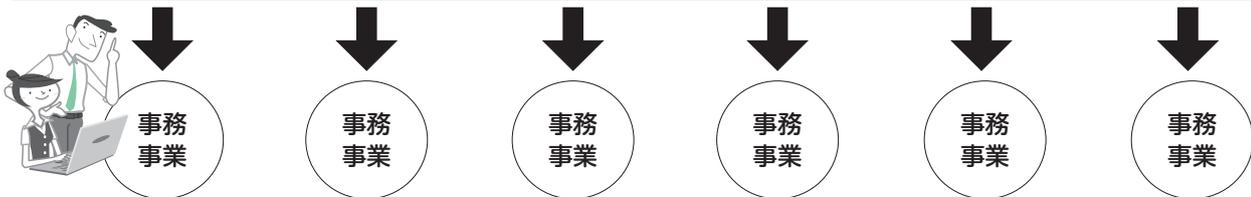
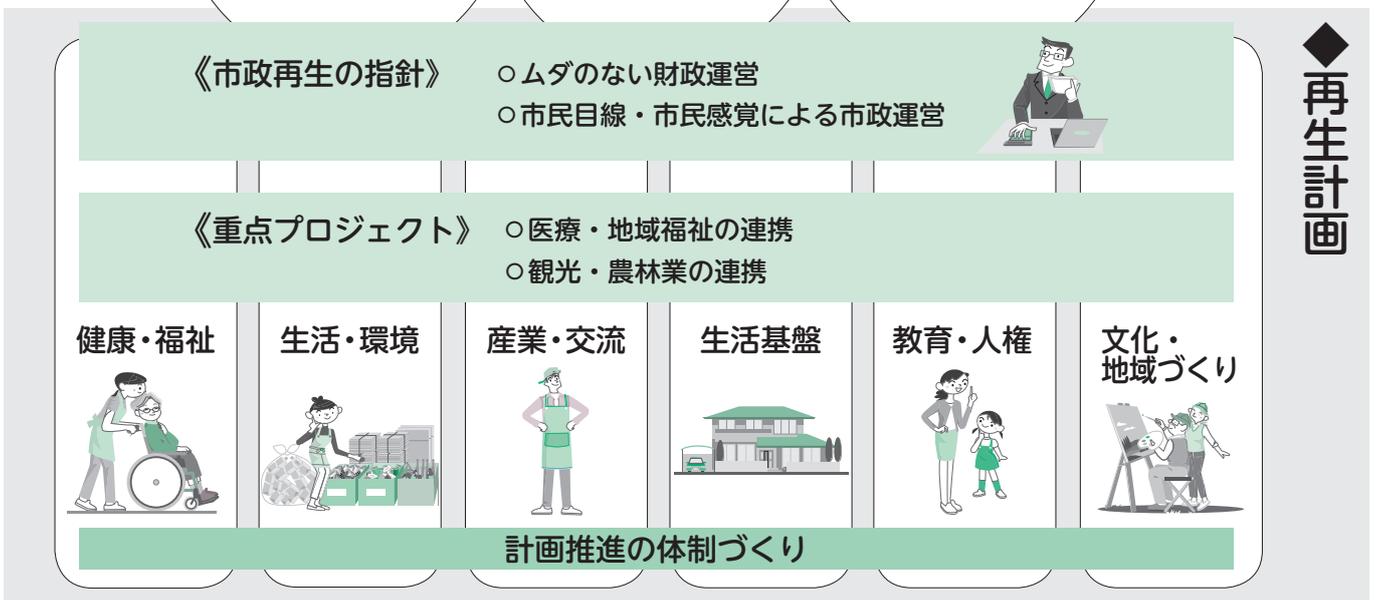
分野名	主な政策・施策
分野別計画	健康・福祉 地域医療、健康、福祉医療、高齢者等福祉、子育て支援 など
	生活・環境 防災、消防、環境保全、廃棄物、水道、下水道 など
	産業・交流 観光、農林業、中心市街地、商工業、労働・雇用 など
	生活基盤 都市計画、住宅、道路、公共交通 など
	教育・人権 人権、男女共同参画、校区再編、学校教育、生涯学習 など
文化・地域づくり	多文化共生、文化振興、スポーツ、市民活動、住民自治 など
計画の推進	地域内分権の推進、市民参加、財政運営、人材育成、行政総合マネジメント、庁舎整備など

## 《第2次伊賀市総合計画体系図》

◆**基本構想**



◆**再生計画**



## 《「新市建設計画」の変更》パブリックコメントを募集します

市では、本年3月に策定した第2次伊賀市総合計画との整合を図るとともに、社会経済情勢の変化や合併特例債の発行可能期限を延長することが可能となる見込みであることなどから、新市建設計画の変更に取り組んでいます。そこで、新市建設計画変更に対してのご意見を募集します。

**【閲覧場所】** 総合政策課・本庁玄関・各支所振興課・各地区市民センター

**【提出方法】** 住所・氏名・電話番号・件名を記入し、ご意見の

該当箇所と意見内容を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

**【募集期間】**

5月1日(木)～6月2日(月) ※必着

**【提出先】**

〒518-8502 伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市企画振興部総合政策課

FAX 22-9672

✉ [sougouseisaku@city.iga.lg.jp](mailto:sougouseisaku@city.iga.lg.jp)

※持参の場合、各支所振興課でも提出できます。